

資 料

担保の多様性に関する実態調査 (一)

— アンケートの調査結果を中心として —

堀 田 親 臣

- 一 はじめに
- 二 債権者用アンケートの調査結果 (3 (3) まで、本号)
- 三 債務者用アンケートの調査結果
- 四 おわりに

一 はじめに

本稿は、平成 15 年度～平成 17 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B))、研究代表者＝鳥谷部茂「非典型担保の実態・解釈・立法」の共同研究 (以下、本共同研究とする) において^①、その構成員全員の関与の下で作成・実施したアンケートの調査結果を基にするものである。

本共同研究では、現在のわが国における企業による資金提供・資金調達に際しての担保の多様性に関する実態について、アンケート調査を実施することを通じて、それを多少なりとも明らかにすることを試みることにした。本共同研究におけるアンケート調査の実施にあたっては、資金を提供しその担保をとる側の債権者だけでなく、資金を調達するために担保を提供する側の債務者をもアンケート調査の実施対象に含め、債権者・債務者の両面から、担保の多様性に関するわが国の現状を把握しようとした。このため、本共同

(1) 本共同研究のその他の研究分担者は以下の通りである。伊藤進 (駿河台大学 (研究期間当時、明治大学))、吉田光碩 (大阪大学)、小川幸士 (帝塚山大学)、亀田浩一郎 (明治大学 (平成 15 年度のみ))、田村耕一 (熊本大学)、村山洋介 (鹿児島大学 (平成 16 年度まで長崎大学))、上河内千香子 (琉球大学)。

研究では、その構成員全員の討議を経て、債権者用及び債務者用アンケートを各々作成し、典型担保・非典型担保を含め、広くわが国における企業の資金提供・資金調達に際しての担保の実態につき調査するよう努めることとした。

以下、はじめに、本稿の構成について簡単に述べておくことにする。第一に、本稿では、債権者用アンケートの調査結果についてとりまとめることとする(後記二)。そして、第二に、債務者用アンケートの調査結果を概観することにする(後記三)。なお、債務者用アンケートの回収率については、残念ながら、非常に低い数字となっており(後述するように59/800であった)、このことから、本アンケート調査が前述の目的を必ずしも達成することができなかった(債権者・債務者の両面からの実態把握)ということを予めお断りしておきたい。

ところで、このような担保の多様性に関連する実態調査報告は、これまでも様々な実施主体によってなされたものが公表されている⁽²⁾。本アンケート調査は、それらの先行調査に比べ、その規模・実施方法等の点で異なると

(2) 私の参照し得た主要なものとしては、東京商工会議所調査部「企業の譲渡担保の実態調査の概要」東商149号44-46頁(1959年)、私法21号掲載の「特輯 譲渡担保第三部 実態調査」における加藤一郎「I 関東地区」私法21号190-202頁、河本一郎・浜上則雄「II 京阪神地区」私法21号203-215頁(1959年)、金融法務事情編集部「金融機関における譲渡担保の実情」金融法務事情229号35-37頁(1960年)、金融法務事情編集部「金融機関における譲渡担保の取扱い」金融法務事情769号12-15頁(1975年)、企業法制研究会(担保制度研究会)報告書の添付資料「動産・債権等担保金融に関するアンケート調査」(2003年)(なお、同報告書(資料含む)については、経済産業省(連絡先:経済産業政策局産業組織課)のホームページからダウンロードが可能)、経済産業省産業組織課公表の「資金調達手法の多様化に関するアンケート調査結果」に関する資料(2003年)(この資料についても、経済産業省(担当:経済産業政策局産業組織課)のホームページからダウンロードが可能))を挙げることができる。その他、柳川俊一(他)「特集 I 貸出管理・回収における実務慣行—アンケート調査結果とその分析—」金融法務事情946号4-55頁(1981年)等も参考となる。

ころがあり、また問題点があることも否定できない。しかしながら、それでも、担保の多様性に関する近時の実態を把握する上で、本アンケートの調査結果は1つの包括的な資料を提供するものであり、このことから、本稿で、その調査結果を公表しようと考えた次第である。

最後に、本アンケートの調査結果(成果)は、前述したことから、基本的に本共同研究構成員全員の寄与によるものである。ただし、本稿は、アンケート調査の集計を担当した本共同研究の構成員である筆者の責任によるものである。したがって、以下、本稿でのアンケート結果の集計及び若干の考察については、筆者の責任で行ったものであることをお断りしておきたい。

二 債権者用アンケートの調査結果

1 アンケートの実施状況

まず、債権者用アンケートの実施及び回答状況の概要を以下に示しておく。

- (1) アンケートの発送時期：2004(平成16)年1月30日～2月中旬
- (2) アンケートの発送数：約800通(内訳＝全国の銀行(約150通)、全国の信用金庫・信用組合(約500通)、その他の企業(約150通))⁽³⁾
- (3) 実施の方法：各企業の法務担当部署宛にアンケート調査表(A4で13頁)及び回答用紙を郵送し、同封した返信用封筒で回答用紙のみ返送してくれるよう依頼

- (4) アンケートの回収数・回収率

回収数＝170通⁽⁴⁾

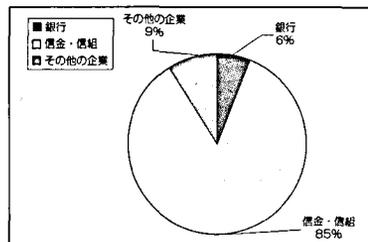
回収率＝21.25%(170/800)

- (5) 回答者の内訳

①銀行＝10通

②信用金庫・信用組合＝144通

③その他の企業＝16通



2 債権者用アンケートの概要

本項では、本共同研究で作成・実施した債権者用アンケートの概要について説明することにする。なお、実際に用いたアンケート調査票については、本稿末尾の〔資料①〕を参照願いたい。

(1) 全体構成：まず、債権者用アンケートの全体構成であるが、このアンケートでは基本的に担保目的物毎にアンケート項目を設定し（具体的には、不動産、動産（特定（個別）動産・集合動産）、（集合）債権、有価証券・知的財産権等）、過去5年間の利用状況について回答してもらうこととした。本アンケートでは、前述したように、企業による資金提供・資金調達に際し、債権回収の担保方法として、企業が如何なる担保手段をとるかということの全体像を把握し、その中で非典型担保がどのように位置づけられるかということを明らかにするため、担保目的物毎に、非典型担保だけでなく、典型担保についても簡単なアンケート項目を設定することとした。なお、参考まで、本アンケートの概要を次頁に示しておく。

(3) 本アンケートでは、全国の全ての信用金庫・信用組合、全国の銀行の約半数、そして、その他の企業に対しアンケートを発送した。今回のアンケート調査では、このように発送先の8割強が金融機関であったことから、その調査結果についても、主として、金融機関における実態がどのようなものであるのかということが示されるにすぎないものとなっている。ところで、後述するように、その他の企業の中には、所有権留保の利用回答を期待して、自動車販売業者を多少含めることにしたことを付言しておく。

(4) なお、この回答数の他に、全てのアンケート項目について「該当なし」とする電子メール及び電話での回答が10程度あった。

【資料：債権者用アンケートの概要】

「資金提供に際しての担保の多様性に関する実態調査アンケート（債権者用）」	
I 不動産を担保とするケース	III 特殊抵当
<項目を設定した担保方法>	IV 債権を担保とするケース
1 - 抵当権・根抵当権	<項目を設定した担保方法>
2 - 譲渡担保	1 - 質権
3 - 仮登記担保	2 - 譲渡担保（集合債権）
II 動産を担保とするケース	3 - 代理受領・振込指定
<項目を設定した担保方法>	V 有価証券・知的財産権を担保とするケース
1 - 質権	VI その他の担保方法
2 - 譲渡担保（特定動産・集合動産）	VII 自由意見
3 - 所有権留保	

(2) アンケート項目：次に、個別のアンケート項目の概要であるが、本アンケートでは、担保目的物毎に利用の予想される担保方法を選び出し、その担保方法毎に詳細なアンケート項目を設定した。なお、本アンケートでは、アンケート全体としての統一性にも配慮して、特に非典型担保については、以下の項目につき、共通のアンケート項目とした（その他のアンケート項目の詳細については後掲〔資料①〕参照）。つまり、(i) 各担保方法が用いられる際に作成される契約書の具体的名称、(ii) 各担保方法の公示手段、(iii) 債権者がその担保方法を利用した理由、(iv) 実行経験の有無等である。

3 アンケート調査の結果

それでは、以下で、債権者用アンケートの調査結果についてみていくことにする。以下、本項では、まず担保目的物毎に如何なる担保方法が用いられているかということに関するアンケート結果の概要を確認し、その上で、担保目的物毎の集計結果について詳細にみていくことにする。

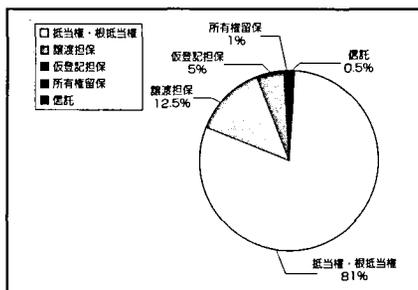
(1) 担保目的物と担保方法に関する調査結果

①不動産を目的とした担保方法

不動産を目的物とした担保方法について、本アンケートでの利用回答は、回答総数 170 通に対し各担保方法で各々以下のような回答数となっている(集計結果 1)。また、利用回答総数 (192) に対する各担保方法の占める割合は、次に示す円グラフのようになる(集計結果 2)。

【集計結果 1：各担保方法の回答数】 **【集計結果 2：各担保方法の占める割合】**

- ① 抵当権、根抵当権→156/170 (約 92 %) が利用
- ② 譲渡担保→24/170 (約 14 %) が利用
- ③ 仮登記担保→9/170 (約 5 %) が利用
- ④ 不動産の所有権留保→2/170
信託→1/170



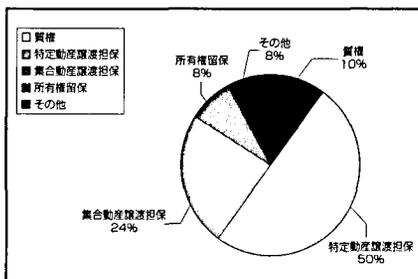
② 動産を目的とした担保方法

次に、動産を目的物とした担保方法であるが、動産担保に対する利用回答数は、前述の不動産及び後述する債権に比べ、かなり少数となっている(具体的には、各担保方法の利用回答数を全てあわせても 50 程度に止まっている)。

ところで、本アンケートでの動産担保における各担保方法に対する利用回答数(集計結果 3)、及び、利用回答総数 (50) を分母にした場合の各担保方法の割合(集計結果 4) は以下に示すとおりであるが、そこで示した数字について、集計にあたり気付いた点をいくつか指摘しておきたい。

【集計結果 3：各担保方法の回答数】 **【集計結果 4：各担保方法の占める割合】**

- ① 動産質→5/170 (約 3 %) が利用
- ② 譲渡担保→25/170 (約 15 %) が利用
- (a) 特定動産の譲渡担保→25/25 (100 %)
- (b) 集合動産の譲渡担保→12/25 (48 %)
- ③ 所有権留保→4/170 が利用
- ④ その他→回答 4 (動産抵当含む)



その第一は、動産の譲渡担保に関してである。本アンケートの集計結果では、動産の譲渡担保が回答総数 170 通に対し 25 通と最も利用回答数が多くなっている。本アンケートでは、動産の譲渡担保につき、さらに目的動産を特定(個別)動産と集合動産に分けてアンケート項目を設定したことから、ここで各々の利用回答数について、次のことを指摘しておきたい。つまり、前掲の集計結果 3 が示すとおり、利用回答のあった全ての企業は、特定動産の譲渡担保についてはその利用経験があり、さらにその 25 社のうちの 12 社は、特定動産だけでなく、集合動産についても譲渡担保を設定した経験があるということである。

第二の指摘は、所有権留保の利用回答数に関することである。本アンケート調査では、アンケート発送先の「その他の企業」の中に、自動車販売業者をある程度含めていた。これに関連して、本アンケートの集計結果では、動産の所有権留保に対する利用回答は回答総数 170 通に対し 4 となっているが、その回答の全てが自動車販売業者であったということも付言しておきたい。

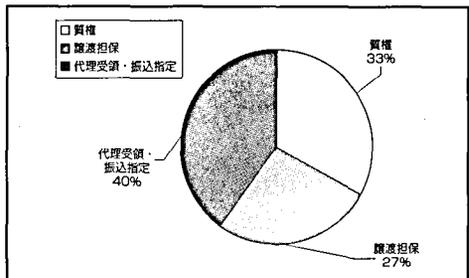
③債権を目的とした担保

第三に、債権を目的とした担保方法であるが、これに対する利用回答の総数は、不動産に次いで多いものであった。担保方法毎の利用回答数(集計結果 5)、及び、利用回答総数(133)に対する各担保方法の占める割合(集計結果 6)は右に示すとおりであるが、ここでも、アンケートの集計を通じて気付いた点をいくつか指摘しておくことにする。

【集計結果 5 : 各担保方法の回答数】

- ①債権質→ 44/170 (約 26%) が利用
- ②譲渡担保→ 36/170 (約 21%) が利用
- ③代理受領・振込指定
→ 53/170 (約 31%) が利用

【集計結果 6 : 各担保方法の占める割合】



第一に注意すべき点は、債権質及び債権の譲渡担保に対する利用回答数の実数に関するものである。本アンケートの集計に際しては、基本的に、返送されてきた回答用紙の回答記入をアンケート項目毎に一覧表化しそれを機械的に集計することとした。したがって、債権質及び債権の譲渡担保に対する利用回答数は、各々、各担保方法を利用したことがあるとの回答記入に基づいたものとなっている。しかし、特に債権質についていえることであるが、債権質の利用回答をした企業の回答用紙の中には、その際に用いた契約書名として「債権譲渡担保契約証書 (回答数8)」、「債権譲渡契約書 (回答数3)」との記入が見受けられることには注意する必要がある⁽⁵⁾。

第二に、これも契約書名にかかわることであるが、債権質及び債権の譲渡担保とも、「担保差入証」という文言を含んだ契約書名を用いるとの回答記入が少なからずあった。この場合、債権質・債権の譲渡担保の別が、契約書名からは必ずしも明らかとならないということにも注意する必要がある。

④その他

最後に、その他の担保目的 (物) について、アンケート結果の集計にあたり筆者の気にかかった点をいくつか指摘しておくことにしたい。

その第一は、有価証券を目的とする担保に関してである。

本アンケートでは、有価証券を目的とした担保について個別にアンケート項目を設定してアンケート調査を行った。その結果、この有価証券担保の利用回答数・回答率、そして、その際に用いられる契約書名については、以下のようなデータを得ることができた。

このような調査結果から、
第一に、有価証券を目的とする担保は、利用回答数の上で

【集計結果7：有価証券担保】

①利用回答数(回答率)→130/170(約76%)

②契約書名→大多数が有価証券担保差入証(111/130)

(5) このような回答結果をどのように評価するかということは一つの困難な問題である(この他、集計上の取り扱い方法の問題、このような回答が得られた原因の検討といった問題もある)。

は、不動産、債権を目的とする担保と同程度、債権者によって用いられるものであるということができよう。第二に、これは債権を目的とする担保の際にも指摘したことであるが、有価証券を担保とする際に用いられる契約書名についても、「担保差入証」という文言を含んだ契約書が実際の取引ではほぼ一般的に用いられているようである。その結果、ここでも、担保方法の実体が質権の設定なのか譲渡担保であるのかということが契約書名だけでは明らかとならないということに注意する必要がある。

次に、本アンケートの調査結果で指摘しておきたいことは、知的財産権を目的とした担保に関することである。知的財産権の担保については、その利用可能性は古くから認識されていたわけであるが、実際の取引では、市場の形成が未だ不十分であること、また、これに関連して目的となる知的財産権の担保価値の評価が困難であること等の事情との関係で、その利用が一般的に行われるということは考えにくく、そもそもその利用実態自体必ずしも明らかではなかったように思われる⁽⁶⁾。そこで、本アンケートの調査結果をみると、やはりその利用回答数は総回答数 170 に対し 4 とわずかであり、従来からいわれてきた知的財産権の担保に関する状況は変わっていないともいえる。しかし、その一方で、少ないながらも債権者（具体的には金融機関）の利用実績があるということ、そして、その際に担保の対象となった権利として特許権、実用新案権、商標権、プログラム著作権（以上、各 1 件）との回答が得られたことは、微々たるものではあるが、それなりに意味のあるものと考えたい。

最後に、本アンケートでは、債権者が企業に対する債権回収のために物的担保をとるのにあわせて、さらに個人保証も併用することがあるかということにも回答を求めた。これに対する回答は、総回答数 170 に対し 127 であり、

(6) 日本政策投資銀行による知的財産権を担保とした融資については、小川幸士「知的財産権の担保化—特許権を中心に—」判例タイムズ 1208 号 64 頁 (2006 年) で簡単にふれられているので参照のこと。

約 75 % の利用回答率であったということにも注意しておく必要がある。

（2）不動産を目的とした担保の調査結果

本アンケートでは、不動産を目的とした担保について、①抵当権・根抵当権、②譲渡担保、③仮登記担保、そして、④その他に関するアンケート項目を設定した。以下では、この順にアンケートの調査結果をみていくことにする。

①抵当権・根抵当権

抵当権・根抵当権については、本共同研究の研究目的との関係上、本アンケートでは詳細なアンケート項目の設定はしなかった。本アンケートでの調査結果は以下に示すとおりである。

【集計結果 8：抵当権・根抵当権】

◎利用回答数（再掲）：156/170（約 92 %）

（1）契約書名：「抵当権設定契約証書」「根抵当権設定契約証書」又は「抵当権設定金銭消費貸借証書」

（2）抵当権の登記（重複回答あり）

①本登記→156/156（100 %）

②仮登記→8/156（約 5 %）

③登記をしてはいるが、必要に応じて登記可→23/156（約 15 %）

②譲渡担保

次に、譲渡担保についてみていくことにする。譲渡担保に関するアンケート項目については、以下に示すとおり、7つのものを設定した。なお、以下のデータ（回答者による回答記入）については、回答者がそれら7つの項目全てに回答していたわけではない（一部回答のものを含む）ということをお断りしておきたい。

【集計結果 9 : 不動産の譲渡担保】

- ◎利用回答数(再掲) : 24/170 (約 14 %)
- (1) 契約書名 : 「(根) 譲渡担保契約証書 (約定書)」
 - (2) 登記及び登記原因
 - ①「譲渡担保」原因での所有権移転本登記→ 6/24 (25 %)
 - ②登記をしてはいるが、必要に応じて登記可→ 3/24 (12.5 %)
 - ③登記を予定せず→ 3/24 (12.5 %)
 - (3) 担保不動産の所有権の帰属に関する意識調査
 - ①債務者の所有→15/24 (62.5 %)、なお担保不動産の所有者との回答が別に 1
 - ②債権者の所有→ 6/24 (25 %)
 - (4) 担保不動産の占有(使用・収益)状態
 - ①債務者が占有→19/24 (約 79 %)、なお担保不動産の所有者との回答が別に 1
 - (a) 使用・収益について制限を設けず→ 14/19 (約 74 %)
 - (b) 使用・収益について制限あり→ 3/19 (約 16 %)
 - ②債権者が占有→回答 1
 - (5) 譲渡担保を利用した理由(重複回答あり)
 - ①他に適切な担保方法がない→ 10/24 (約 42 %)
 - ②利害関係人の出現を防止しやすい→ 5/24 (約 21 %)
 - ③実行が容易→回答 1
 - ④その他→回答 3
 - (6) 実行方法についての特約の有無
 - ①特約なし→ 11/24 (約 46 %)
 - ②特約あり→ 11/24 (約 46 %)
 - (a) 処分清算→ 8/11 (約 73 %)
 - (b) 帰属清算→ 2/11 (約 18 %)
 - (7) 譲渡担保の実行
 - ①したことなし→ 13/24 (約 54 %)
 - ②したことあり→ 3/24 (12.5 %)
 - (a) 清算金を支払っていない→回答 2
 - (b) 清算金を支払った→回答 1

上記の集計結果について、ここで、若干のコメントを付しておくことにする。

まず、項目(5)の「譲渡担保を利用した理由」について、前記・集計結果では省略したが、本アンケートでは「担保不動産の所有権を取得しなかった」という選択肢を設けてアンケートを実施した。ただ、実際の回答結果では、この選択肢を理由に挙げた回答者は0であり、その結果、前記・集計結果ではこれを省略した次第である。そこで、このアンケートの集計結果を前提とする限りは、債権者としては、「担保不動産の所有権取得」という理由から(その目的のために)、譲渡担保を用いるわけではないということができらるであろう。

しかし、その一方で、項目(3)の「担保不動産の所有権の帰属に関する意識調査」に目を向けてみると、過半数の債権者が「債務者の所有」との回答をしているのに対し、「債権者の所有」との回答も少なからず存在する。ここで、この両回答結果の関係をどのように評価すればいいのかということは、慎重を要する問題であるといえるであろう⁽⁷⁾。

次に、これも項目(5)に関連することであるが、本アンケートの集計結果では、譲渡担保を利用した理由について、「他に適切な担保方法がない」ということが最も多い利用理由となっている。ただ、不動産については、周知の通り、民法上抵当制度が認められており、必ずしも譲渡担保の他に適切な担保方法がないというわけではないように思われる。しかしながら、現にこのような調査結果がある以上は、回答者が「いかなる意味で」この理由を挙げたのかということさらには探求していく必要があると思われる⁽⁸⁾。

③仮登記担保

(7) 一つの評価の仕方としては、債権者には「目的不動産の所有権を取得したいとの意思」はないのであるが、当該不動産を担保目的ではあるとしても当事者間で譲渡する契約を締結した以上は、債務者による債務の弁済がなされるまで、目的不動産の所有権は債権者に帰属すると債権者は考えているとの評価が可能であろう。ただ、その他の評価も可能であると考えられることから、この詳細については今後の検討課題としたい。

最後に、仮登記担保のアンケート結果についてみておくことにする。仮登記担保に関するアンケート項目については、以下に示したとおり、5つのものを設定した。なお、以下のデータについても一部回答のものが含まれていることをお断りしておきたい。

【集計結果 10 : 仮登記担保】

◎利用回答数(再掲) : 9/170(約 5%)	(3) 仮登記担保を利用した理由
(1) 契約書名:省略(特になし)	(重複回答あり)
(2) 登記	①登記費用が安い→5/9(約 56%)
①登記(仮登記)をした→5/9(約 56%)	②実行が容易→回答 2
②登記せず→4/9(約 44%)	③他に適切な担保方法がない→回答 1
(a) 必要に応じて登記可→回答 1	④その他→回答 1
(b) 全く予定せず→回答 1	(4) 対象となる権利
	土地・建物所有権→5/9(約 56%)
	(5) 仮登記担保の実行
	実行したことなし→5/9(約 56%)

(3) 動産を目的とした担保の調査結果

次に、動産を目的とした担保についてであるが、本アンケートでは、譲渡担保を2つに分け①特定(個別)動産の譲渡担保、②集合動産の譲渡担保、そして、③所有権留保に関して詳細なアンケート項目を設定した。以下でも、この順でアンケートの調査結果をみていくことにする。

①特定(個別)動産の譲渡担保

まず、特定動産の譲渡担保であるが、本アンケートでは、以下の8つのアンケート項目についてデータを得た(設定した項目自体は9)。なお、以下のデータについても、一部回答のものが含まれていることをお断りしておく。

(8) 推測の域を出るものではないが、目的不動産の所有権を債権者が取得することにより、「債務者への弁済に対する心理的圧迫」といった意味で、抵当権といった担保権の設定より「適切」とされているとも考えられる。

【集計結果11：特定（個別）動産の譲渡担保】

◎利用回答数（再掲）：25/170（約15%）

(1) 契約書名：「譲渡担保契約証書」「譲渡担保設定契約証書」等

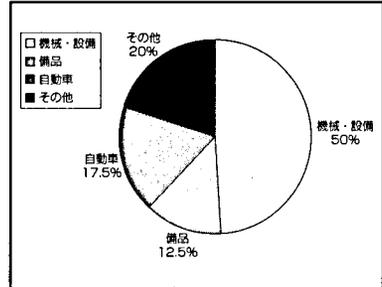
（公正証書によるとの回答1あり）

【全体に占める目的物の割合】

(2) 担保目的物の種類（複数回答あり）

- ①機械・設備→20/25（80%）
- ②備品→5/25（20%）
- ③自動車→7/25（28%）
- ④その他→8/25（32%）

絵画（2）、台船・浮きドック、
小型船舶、温泉権、株式、手形、
輸入品目にあたる様々なもの（以
上、各1）



(3) 譲渡担保を利用した理由

（重複回答あり）

- ①実行が容易→9/25（36%）
- ②利害関係人の出現を防止しやすい→8/25（32%）
- ③担保提供者に占有を留めておく必要がある→17/25（68%）
- ④その他→5/25（20%）

担保不足（2）、担保提供者の売掛回収のため（1）

注：上記円グラフは目的物の総回答
数（40）を分母とした場合の割
合である

(4) 所有者の公示方法

①公示している（単にしているとの回答→1（下記に含まず））

- (a) ネームプレート、貼付→7/25（28%）
- (b) 刻印・打刻→回答3
- (c) その他→回答2

物件の表示（名称、形式、製造年月日等）（1）

担保提供者と品目で（1）

②公示していない→13/25（52%）

(5) 対抗要件具備の有無とその種類

- ①占有改定→12/25（48%）
- ②登記・登録→6/25（24%、但し根抵当権の設定とするもの1を含む）
- ③その他→回答2（車検証預かり（1））
- ④用いていない→4/25（16%）

(6) 担保目的物の占有 (使用・収益) 状態

- ①債権者が占有→回答 1
- ②債務者が占有→18/25 (72%)
- ③その他→回答 2

目的物の所有者、工場・機械の賃借人 (以上、各 1)

参考: 担保提供者に占有させている場合の目的物の加工に関する特約条項の有無

- (a) 特約なし→13/18 (約72%)
- (b) 特約あり→3/18 (約17%)

用法外の使用禁止、変更・毀損のおそれがあるときの通知 (以上、各 1)

(7) 実行方法についての特約条項の有無

- ①特約あり
 - (a) 帰属清算→3/25 (12%)
 - (b) 処分清算→13/25 (52%)
- ②特約なし→6/25 (24%)

(8) 譲渡担保の実行

- ①実行経験あり
 - (a) 清算金を支払った→回答 1
 - (b) 清算金支払わず→6/25 (24%、なお超過の例がないとの回答 1)
- ②実行経験なし→15/25 (60%)

ここでも、上記の集計結果について、若干のコメントを付しておくことにしたい。

まず、項目 (3)、特定動産の「譲渡担保を利用した理由」についてであるが、本アンケート結果では、「担保提供者に占有を留めておく必要がある」との回答が最も多く、利用回答の約 7 割を占めていた。また、担保目的物の実際の占有状態については、項目 (6) の回答結果が示すように、債務者が目的物を占有しているとの回答が約 7 割を占めていた。以上のことからすると、本アンケート結果の評価としては、「利用した理由」と「実態」との間には整合性が認められるといえるであろう。

そこで、以上のことを前提とすると、本アンケートの集計結果からは、さ

らに次のことが導かれるように思われる。つまり、それは、今更いうまでもないことであろうが、取引社会には、動産について、不動産における抵当権のような非占有担保権に対する需要が間違いなく存在するということである。なお、このことは、後述する集合動産の譲渡担保に関するアンケートの調査結果からも同様にいえることである。(後掲・集計結果12参照)

②集合動産の譲渡担保

次に、集合動産の譲渡担保についてみていくことにする。本アンケートでは、前記の特定動産の譲渡担保と同じく、以下の8つのアンケート項目につきデータを得た(設定した項目自体は9)。なお、以下の集合動産の譲渡担保に関するアンケート結果については、前述したとおり、その回答者の全てが特定動産の譲渡担保も利用したことがあるとしていることを付言しておく(ここでも、以下のデータには、一部回答のものを含むことをお断りしておく)。

【集計結果12：集合動産の譲渡担保】

◎利用回答数(再掲)：12/170(約7%)

(1) 契約書名：省略(特になし)

(2) 担保目的物の種類及び特定の方法(複数回答あり)

①機械・設備・備品→4/12(約33%)

特定の方法：種類・所在場所・量的範囲で特定→4/4(100%)

②商品→7/12(約58%)

特定の方法

(a) 種類・所在場所・量的範囲で特定→5/7(約71%)

(b) 種類・所在場所で特定→回答1

(c) 所在場所で特定→回答1

③原材料→4/12(約33%)

特定の方法：種類・所在場所・量的範囲で特定→4/4(100%)

④その他→回答なし

(3) 譲渡担保を利用した理由(重複回答あり)

①実行が容易→3/12(25%)

②利害関係人の出現を防止しやすい→3/12(25%)

③担保提供者に占有を留めておく必要がある→8/12(約67%)

- ④その他→回答なし
- (4) 所有者の公示方法
 - ①公示せず→7/12 (約58%)
 - ②公示している→回答3
 - a) 看板・立札→回答2
 - b) その他→回答なし
- (5) 対抗要件具備の有無とその種類(複数回答あり)
 - ①占有改定→5/12 (約42%)
 - ②登記・登録→3/12 (25%)
 - ③その他→回答1
 - (当行・債務者・倉庫会社との三者内の契約証書に確定日付を受ける)
 - ④用いていない→回答2
- (6) 担保目的物の占有(使用・収益)状態
 - ①債権者が占有→0
 - ②債務者が占有→9/12 (75%)
 - ③その他→回答1(倉庫会社が代理占有)

参考：担保提供者に占有させている場合の目的物の加工に関する特約条項の有無

 - (a) 特約なし→3/12 (25%)
 - (b) 特約あり→7/12 (約58%)

通常は担保提供者による処分を認める(1)
- (7) 実行方法についての特約条項の有無
 - ①特約あり
 - (a) 帰属清算→回答2
 - (b) 処分清算→6/12 (50%)
 - ②特約なし→回答2
- (8) 譲渡担保の実行
 - ①実行経験あり
 - (a) 清算金を支払った→回答1
 - (b) 清算金支払わず→3/12 (25%)
 - ②実行経験なし→7/12 (約58%)

③所有権留保

最後に、所有権留保についてであるが、本アンケートでは、以下に示したよ

うな8つの項目を設定した。なお、以下の調査結果については、前述したとおり、本アンケートの発送先の大多数が金融機関であったということ、また、利用回答の全てが自動車販売業者であったということに留意していただきたい⁽⁹⁾（以下のデータについては、ここでも一部回答のものを含むことをお断りしておく）。

【集計結果 13：所有権留保】

◎利用回答数（再掲）：4/170

(1) 契約書名

多くが割賦販売契約書（稀に機械売買契約書＋使用貸借契約書）

(2) 担保目的物の種類（複数回答あり）

①取引の相手方が最終ユーザーである物（消費される物以外）→回答2

②その他→回答3（取引先が自家使用する機械（1）、自動車（2））

(3) 所有権留保を利用した理由（重複回答あり）

①実行が容易→回答2

②他に適切な担保方法がない→回答1

③その他→回答1（割賦販売だから）

(4) 所有権留保していることの公示

①公示をしている→回答3（公示方法：登記・登録（3））

②公示していない→0

(5) 所有権留保で担保している債権

◎対象商品の代金債権・納入債権や請負債権→回答4

(6) 所有権留保目的物の転売債権の譲り受けの有無

◎譲り受けたことなし→回答4

(7) 留保した所有権に基づいて商品を引き揚げたことの有無

①ある→回答3（手続きをとった（2））

②ない→回答1

(8) 商品引上げ後の清算の有無

①支払った→回答2

②支払っていない→0

(9) 本アンケートの送り先は、大多数が金融業者であったことから、このような集計結果となっているとも思われ、送り先を変えれば、また異なったデータが得られることも予想される。

〔資料①〕債権者用アンケート

資金提供に際しての担保の多様性に関する実態調査アンケート
(債権者用)

(1) 貴社名、(2) 記入担当者名、及び (3) 連絡先 (e-mail、電話番号) をお書き下さい。

(4) 貴社の業種をお選び下さい (複数回答可)。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1 - 農業 | 11 - 金融・保険業 |
| 2 - 林業 | 12 - 不動産業 |
| 3 - 漁業 | 13 - 飲食店・宿泊業 |
| 4 - 鉱業 | 14 - 医療・福祉 |
| 5 - 建設業 | 15 - 教育・学習支援業 |
| 6 - 製造業 | 16 - 複合サービス事業 |
| 7 - 電気・ガス・熱供給・水道業 | 17 - サービス業 (他に分類されないもの) |
| 8 - 情報通信業 | 18 - 公務 (他に分類されないもの) |
| 9 - 運輸業 | 19 - その他 |
| 10 - 卸売・小売業 | |

(5) 貴社の資本金 (基金等) をお書き下さい (直近の決算期におけるそれをお書き下さい)。

I 資金提供に際し不動産を担保とするケースについてお尋ねします (なお、以下の各問・項目については、最近5カ年に貴社が取得した担保に関して可能な範囲でお答え下さい)。

問1 担保の種類は何ですか (複数回答可)。

- 1 - 抵当権・根抵当権 (→さらに、問2へ)
- 2 - 譲渡担保 (→さらに、問3へ)
- 3 - 仮登記担保 (→さらに、問4へ)
- 4 - その他の担保方法 (以下のA～Fについてもお選び下さい)
 - A - 不動産の所有権留保
 - B - 信託
 - C - 買戻し
 - D - 再売買の予約
 - E - 不動産質
 - F - その他 (可能な範囲で具体的に書いて下さい)

問2 抵当権・根抵当権を用いたことがある場合に可能な範囲でお答え下さい。

- ①-契約書名をお書き下さい。
- ②-登記しましたか (何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。
 - 1-抵当権・根抵当権設定本登記を行った。
 - 2-抵当権・根抵当権設定仮登記を行った。
 - 3-登記していない (しなかった)

(以下のA・Bについてもお答え下さい。)

A-登記をする必要が生じたときに、登記できることになっている。

B-登記することはまったく予定していない。

問3 譲渡担保を用いたことがある場合に可能な範囲でお答え下さい。

- ①-契約書名をお書き下さい。
- ②-登記しましたか (何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。
 - 1-「譲渡担保」を登記原因とする所有権移転本登記を行った。
 - 2-「売買」等譲渡担保以外を登記原因とする所有権移転本登記を行った。
 - 3-登記していない (しなかった)。

(以下のA・Bについてもお答え下さい。)

A-登記をする必要が生じたときに、登記できることになっている。

B-登記することはまったく予定していない。

- ③-担保不動産の所有権はどちらに帰属しているとお考えですか。
 - 1-貴社 (債権者)
 - 2-相手方 (債務者)
 - 3-その他の者 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ④-誰が担保不動産を占有 (使用・収益) していますか (何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。

1-貴社 (債権者)

2-相手方 (債務者)

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-担保不動産の使用・収益について、その用途等を制限していない。

B-担保不動産の使用・収益について、その用途等を制限している。

(具体的な制限の内容についても可能な範囲でお答え下さい)

- 3-その他の者 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ⑤-譲渡担保を利用した理由は何ですか (複数回答可)。
 - 1-実行が容易だから
 - 2-利害関係人 (後順位の権利者等) の出現を防止しやすいから

- 3 - 他に適切な担保方法がなかったから
- 4 - 担保不動産の所有権を取得したかったから
- 5 - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ⑥ - 担保の実行方法について (契約書に) 特約がありますか (複数回答の場合あり)。
 - 1 - 特約がある。
(以下の A・B についてもお答え下さい)
A - 帰属清算
B - 処分清算
 - 2 - 特約はない。
- ⑦ - 譲渡担保 (権) の実行をしたことがありますか。
 - 1 - ある
(以下の A・B についてもお答え下さい)
A - 清算金を払った。
B - 清算金を払っていない。
 - 2 - ない

問 4 仮登記担保を用いたことがある場合に可能な範囲でお答え下さい。

- ① - 契約書名をお書き下さい。
- ② - 登記 (仮登記) をしましたか (何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。
 - 1 - 登記 (仮登記) を行った。
 - 2 - 登記 (仮登記) していない (しなかった)。
(以下の A・B についてもお答え下さい)。
A - 登記をする必要が生じたときに、登記できることになっている。
B - 登記 (仮登記) することはまったく予定していない。
- ③ - 仮登記担保を利用した理由は何ですか (複数回答可)。
 - 1 - 実行が容易だから
 - 2 - 登記費用が安いから
 - 3 - 他に適切な担保方法がなかったから
 - 4 - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ④ - 仮登記担保の対象となる権利は何ですか (複数回答可)。
 - 1 - 土地所有権
 - 2 - 地上権
 - 3 - 建物所有権
 - 4 - 建物賃借権 (具体的には、他の賃借権を排除するための仮登記)

183- 担保の多様性に関する実態調査 (一) (堀田)

5-その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑤-実行をしたことがありますか。

1-ある

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-清算金を払った。

B-清算金を払っていない。

2-ない

Ⅱ 資金提供に際し動産を担保とするケースについてお尋ねします (なお、以下の各問・項目については、最近5カ年に貴社が取得した担保に関して可能な範囲でお答え下さい)。

問5 担保の種類は何ですか (複数回答可)。

1-動産質

2-動産の譲渡担保 (動産質であることが示されていない場合を含む)

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-特定動産の譲渡担保 (→さらに、問6へ)

B-集合動産の譲渡担保 (→さらに、問7へ)

3-所有権留保 (→さらに、問8へ)

4-その他の担保方法 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

問6 特定動産の譲渡担保 (動産質であることが示されていない場合を含む) を用いたことがある場合に可能な範囲でお答え下さい。

①-契約書名をお書き下さい。

②-担保の目的物である特定動産は以下のどれですか (複数回答可)。

1-機械・設備

2-備品 (ex.金型)

3-自動車

4-その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

③-譲渡担保を利用した理由は何ですか (複数回答可)。

1-実行が容易だから

2-利害関係人 (後順位の権利者等) の出現を防止しやすいから

3-担保提供者に占有を留めておく必要があるから

4-その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

④-所有者が誰か分かるようにしてありますか (何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。

1-してある

(以下のA~Cについてもお答え下さい)

A-ネームプレート、貼付

B-刻印・打刻

C-その他(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

2-してない

⑤-対抗要件として何を用いていますか(何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。

1-占有改定

2-登記・登録

3-その他(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

4-用いていない

占有改定とは=担保提供者が債権者の代わりに引き続き目的物を占有すること

⑥-誰が目的物を占有(使用・収益)していますか(何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。

1-貴社(債権者)

2-相手方(債務者)

3-その他の者(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑦-前項⑥で2と答えた場合にのみお答え下さい。特約条項として、目的物の加工に関する条項が存在しますか(複数回答の場合もあり得る)。

1-そのような条項は存在しない。

2-相手方による目的物の加工に関する特約条項が存在する(可能な範囲で具体的内容についてもお答え下さい)

⑧-担保の実行方法について(契約書に)特約がありますか(複数回答の場合あり)。

1-特約がある。

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-帰属清算

B-処分清算

2-特約はない。

⑨-譲渡担保(権)の実行をしたことがありますか。

1-ある

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-清算金を払った。

B-清算金を払っていない。

2-ない

181- 担保の多様性に関する実態調査 (一) (堀田)

問7 集合動産の譲渡担保(動産質であることが示されていない場合を含む)を用いたことがある場合に可能な範囲でお答え下さい。

①-契約書名をお書き下さい。

②-担保の目的物である集合動産は以下のどれですか(複数回答可)。

1-機械・設備・備品

(以下のA~Dから目的物の範囲を特定する際に用いているものをお答え下さい)。

A-種類

B-所在場所

C-量的範囲

D-その他(具体的にお答え下さい)

2-商品

(以下のA~Dから目的物の範囲を特定する際に用いているものをお答え下さい)。

A-種類

B-所在場所

C-量的範囲

D-その他(具体的にお答え下さい)

3-原材料

(以下のA~Dから目的物の範囲を特定する際に用いているものをお答え下さい)。

A-種類

B-所在場所

C-量的範囲

D-その他(具体的にお答え下さい)

4-その他(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

(以下のA~Dから目的物の範囲を特定する際に用いているものをお答え下さい)。

A-種類

B-所在場所

C-量的範囲

D-その他(具体的にお答え下さい)

③-譲渡担保を利用した理由は何ですか(複数回答可)。

1-実行が容易だから

2-利害関係人(後順位の権利者等)の出現を防止しやすいから

3-担保提供者に占有を留めておく必要があるから

4-その他(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

④-所有者が誰か分かるようにしてありますか(何度も用いたことがある場合は、

複数回答もあり得る)。

1 - してない

2 - してある

(以下の A ~ B についてもお答え下さい)

A - 看板・立札

B - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑤ - 対抗要件として何を用いていますか (何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。

1 - 占有改定

2 - 登記・登録

3 - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

4 - 用いていない

占有改定とは = 前記説明
参照

⑥ - 誰が目的物を占有 (使用・収益) していますか (何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。

1 - 貴社 (債権者)

2 - 相手方 (債務者)

3 - その他の者 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑦ - 前項⑥で 2 と答えた場合にのみお答え下さい。特約条項として、目的物の処分・補充に関する条項が存在しますか (複数回答の場合もあり得る)。

1 - そのような条項は存在しない。

2 - 相手方による目的物の処分・補充に関する特約条項が存在する (可能な範囲で具体的内容についてもお答え下さい)

⑧ - 担保の実行方法について (契約書に) 特約がありますか (複数回答の場合あり)。

1 - 特約がある。

(以下の A・B についてもお答え下さい)

A - 帰属清算

B - 処分清算

2 - 特約はない。

⑨ - 譲渡担保 (権) の実行をしたことがありますか。

1 - ある

(以下の A・B についてもお答え下さい)

A - 清算金を払った。

B - 清算金を払っていない。

2 - ない

問 8 所有権留保を用いたことがある場合にお答え下さい。

- ①-契約書名をお書き下さい。
- ②-担保の目的物は何ですか (複数回答可)。
 - 1-取引相手からさらに流通が予定されている物
 - 2-取引相手が最終ユーザーである物 (消費される物以外)
 - 3-取引相手によって最終消費される物
 - 4-取引相手によって加工され流通することが前提となっている物 (原材料など)
 - 5-取引相手先の財産に作り付けられてしまう物 (建築資材など)
 - 6-その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ③-所有権留保を利用した理由は何ですか (複数回答可)。
 - 1-実行が容易だから
 - 2-利害関係人 (後順位の権利者等) の出現を防止しやすいから
 - 3-他に適切な担保方法がなかったから
 - 4-その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ④-所有権を留保していることが第三者に分かるようにしてありますか (何度も用いたことがある場合は、複数回答もあり得る)。
 - 1-してある
(以下のA~Dについてもお答え下さい)
 - A-登記・登録
 - B-ネームプレート
 - C-刻印・打刻
 - D-その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)
 - 2-してない
- ⑤-所有権留保によってカバーしようとした債権は何ですか (複数回答可)。
 - 1-対象商品の代金債権、納入債権や請負債権
 - 2-1以外に対象商品に関連する債権 (修理代、サービス料、運送費など)
 - 3-対象商品とは関係ない債権 (別取引の未払債権など)
 - 4-自社以外が債権者となっている債権 (関連会社の有する未払債権など)
 - 5-その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ⑥-取引先からさらに転売が予定されている商品などの場合に、所有権留保とあわせて、取引先が取得する転売債権を予め取得した (譲り受けた) ことがありますか。
 - 1-ある
(どの様な形で債権を譲り受けたかにつき、A~Dからお選び下さい)

- A - 転買人に譲り受けたという通知を実際に出した
- B - 通知を出せる準備は整えたが実際には譲受人に対して通知を出していない
- C - 債権譲渡特例法を使った
- D - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

2 - ない

⑦ - 留保した所有権に基づいて実際に商品を引揚げたことがありますか。

1 - ある

(引揚げる際に「契約解除」の手続をとったかどうかをお教え下さい)

A - 手続きをとった

B - 手続きをとっていない

2 - ない

⑧ - 商品引揚げ後、残債権を超える商品価値部分の返還や既払代金の返還などの清算金を支払いましたか。

1 - 支払った

2 - 支払っていない

Ⅲ 特殊抵当についてお尋ねします (なお、以下の各問・項目については、最近 5 年に貴社が取得した担保に関して可能な範囲でお答え下さい)。

問 9 以下の特殊抵当を用いたことがありますか (複数回答可)。

1 - 工場財団抵当

2 - その他の財団抵当

3 - 企業担保

4 - 建設機械抵当

5 - 自動車抵当

6 - 船舶・航空機抵当

7 - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

Ⅳ 資金提供に際し債権を担保とするケースについてお尋ねします (なお、以下の各問・項目については、最近 5 年に貴社が取得した担保に関して可能な範囲でお答え下さい)。

問 10 担保の種類は何ですか (複数回答可)。

1 - 債権質 (→さらに、問 11 へ)

2 - (集合) 債権の譲渡担保 (→さらに、問 12 へ)

3 - 代理受領・振込指定 (債権回収のために用いる場合に限る) (→さらに、

問 13へ)

4 - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

問 11 債権質を用いたことがある場合にお答え下さい。

①-契約書名をお書き下さい。

②-質として取得した債権は以下のどれですか (複数回答可)。

1 - 売掛代金債権 (サービス等の対価を含む)

2 - リース料・クレジット債権

3 - 貸金債権

4 - 不動産賃料債権

5 - 入居保証金債権

6 - 工事請負代金債権

7 - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

③-対抗要件を備えていますか (複数回答可)。

1 - 確定日付のある通知・承諾

2 - 通知留保 (白紙委任状の交付を受けているような場合)

3 - 確定日付のない通知・承諾

4 - 債権譲渡特例法による対抗要件 (債権譲渡の登記)

5 - 特債法による対抗要件 (債権譲渡の広告)

6 - なし

問 12 集合債権の譲渡担保を用いたことがある場合にお答え下さい。

①-契約書名をお書き下さい。

②-担保として取得した債権は以下のどれですか (複数回答可)。

1 - 売掛代金債権 (サービス等の対価を含む)

2 - リース料・クレジット債権

3 - 貸金債権

4 - 不動産賃料債権

5 - 入居保証金債権

6 - 工事請負代金債権

7 - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

③-集合債権の範囲をどのようにして特定していますか (複数回答可)。

1 - 第三債務者

2 - 債権の発生原因 (売買等)

3 - 債権発生の期間 (いつからいつまで、特定の日から何年等)

4 - 金額

5-その他(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

④-譲渡担保を利用した理由は何ですか(複数回答可)。

1-回収が容易だから

2-利害関係人(後順位の権利者等)の出現を防止しやすいから

3-他に適切な担保方法がなかったから

4-その他(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑤-対抗要件を備えていますか(複数回答可)。

1-確定日付のある通知・承諾

2-通知留保(白紙委任状の交付を受けているような場合)

3-確定日付のない通知・承諾

4-債権譲渡特例法による対抗要件(債権譲渡の登記)

5-特償法による対抗要件(債権譲渡の広告)

6-なし

⑥-対抗要件に担保目的であることが明示されていますか(複数回答の場合あり)。

1-明示されている

2-明示されていない

問13 債権担保のために代理受領・振込指定を用いたことがある場合にお答え下さい。

①-契約書名をお書き下さい。

②-代理受領・振込指定を利用した理由は何ですか(複数回答可)。

1-譲渡・質入れが禁止されているから

2-回収が容易だから

3-他に適切な担保方法がなかったから

4-その他

③-第三債務者(原債務者)の承諾はありますか。

1-ある

2-ない

④-契約条項として「債権者にのみ支払う」との特約が存在しますか。

1-存在する

2-存在しない

⑤-「契約を解除(撤回)できない」との特約が存しますか。

1-存在する

2-存在しない

V 有価証券・知的財産権等を担保とするケースについてお尋ねします(なお、以

下の各問・項目については、最近5カ年に貴社が取得した担保に関して可能な範囲でお答え下さい。

問14 以下の担保を用いたことがありますか(複数回答可)。

- 1-有価証券の担保(→さらに、問15へ)
- 2-知的財産権の担保(→さらに、問16)
- 3-その他(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

問15 有価証券の担保を用いたことがある場合にお答え下さい。

- ①-契約書名をお書き下さい。
- ②-担保の目的たる有価証券は以下のどれですか(複数回答可)。
 - 1-株券
 - 2-投資信託受益証券
 - 3-公社債
 - 4-国債
 - 5-金融債
 - 6-その他(可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ③-証券の引渡しを受けていますか(複数回答の場合あり)。
 - 1-証券の交付はない
 - 2-証券を預かっている
(以下のA・Bについてもお選び下さい)
A-名義を書き換えている
B-名義を書き換えていない

問16 知的財産権の担保を用いたことがある場合にお答え下さい。

- ①-契約書名をお書き下さい。
- ②-担保の目的(対象)は以下のどれですか(複数回答可)。
 - 1-特許権
 - 2-実用新案権
 - 3-著作権
 - 4-意匠権
 - 5-商標権
 - 6-その他(可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ③-担保の方法はどれを用いていますか(複数回答可)。
 - 1-質権
 - 2-譲渡担保(質権と明記されていないものを含む)
 - 3-その他

④—登録等の対抗要件を備えていますか（複数回答の場合あり）。

- 1—備えている
- 2—備えていない

VI その他の担保方法についてお尋ねします。

問 17 他の物的担保と共に個人保証を用いたことがある場合にお答え下さい。

①—他の物的担保と共に個人保証を用いたことがありますか。

- 1—用いたことはない
- 2—用いたことがある

（以下の A・B についてもお答え下さい（複数回答の場合あり））

- A—人的担保をとっている
- B—物的担保をとっている

②—今後、個人保証を用いることが必要であるとお考えですか。

- 1—現在用いているものが必要
- 2—限度額（責任限度）を定めたものが必要
- 3—必要ない

問 18 資産や収益を対象とする新たな資金調達制度を用いたことがありますか。

- 1—用いたことはない
- 2—用いたことがある

（以下の A～F についてもお答え下さい（複数回答可））

- A—資産流動化法（SPC 法）による証券化
- B—不動産特定共同事業法による投資
- C—投資信託及び投資法人に関する法律（J-REIT）による投資
- D—売掛債権担保融資制度
- E—プロジェクト・ファイナンス
- F—その他（可能な範囲で具体的にお答え下さい）

問 19 その他に担保方法として用いているものがあれば具体的に書き下さい。

VII 資金提供に際しての債権担保の方法について、貴社（担当者様）がお考えになっていることがあればご自由にお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。